

(別表2)交付基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、令和3年4月1日現在の人口密度が、1000人/km²以上の市町村をいう。

(1)認定こども園整備

○幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分

<本体工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	54,400	59,900	72,000	79,300
定員21～30名	57,100	62,900	75,500	83,000
定員31～40名	66,300	73,100	87,800	96,400
定員41～70名	75,800	83,400	100,000	110,100
定員71～100名	98,500	108,300	130,000	143,000
定員101～130名	118,400	130,200	156,300	171,900
定員131～160名	137,100	150,700	180,900	199,000
定員161～190名	155,700	171,300	205,700	226,100
定員191～220名	173,000	190,400	228,600	251,300
定員221～250名	191,700	211,000	253,000	278,400
定員251名以上	213,100	234,300	281,300	309,400
特殊附帯工事	8,190		10,770	
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%			

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算は除く。小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1. 特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合

整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を認定こども園施設整備交付金の基準額とすること。

2. 特殊附帯工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合

「屋外教育環境整備」は認定こども園施設整備交付金における対象事業であるため、基準額については認定こども園施設整備交付金に計上すること。

3. 特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合

次の手順により、基準額の按分を行うこと。

① 「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。

② 整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事」に係る基準額(1号認定子ども分)とすること。

③ 「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定こども園施設整備交付金の基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,091	1,200	1,440	1,584
定員21～30名	1,237	1,362	1,634	1,798
定員31～40名	1,650	1,815	2,179	2,398
定員41～70名	2,076	2,286	2,742	3,017
定員71～100名	2,930	3,222	3,869	4,254
定員101～130名	3,517	3,869	4,641	5,106
定員131～160名	4,396	4,836	5,803	6,385
定員161～190名	5,275	5,804	6,965	7,661
定員191～220名	6,155	6,771	8,124	8,938
定員221～250名	7,035	7,739	9,286	10,216
定員251名以上	7,915	8,706	10,448	11,493

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(少数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<仮施設整備工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,944	2,139	2,565	2,823
定員21～30名	2,374	2,611	3,133	3,447
定員31～40名	2,877	3,164	3,797	4,177
定員41～70名	3,996	4,396	5,275	5,803
定員71～100名	5,995	6,595	7,913	8,705
定員101～130名	7,195	7,915	9,497	10,448
定員131～160名	8,995	9,895	11,873	13,060
定員161～190名	9,834	10,818	12,980	14,279
定員191～220名	11,473	12,621	15,145	16,658
定員221～250名	13,113	14,424	17,309	19,039
定員251名以上	14,752	16,227	19,472	21,421

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(少数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。